

空乗第2085号

昭和60年8月2日

航空法第34条第2項の操縦教育を行う操縦者  
の最近の飛行経験について

(航空法施行規則第162条第1項関連)

法第34条第2項の操縦教育を行う操縦者が、操縦の教育を行う日からさかのぼって1年までの間に下記の飛行時間を有する場合は、同法施行規則第162条第1項に定める操縦の教育を行った飛行経験に算入することが出来るものとする。

記

1. 法第35条第1項第3号に掲げる操縦練習の監督を行った時間
2. 法第35条の2に掲げる計器飛行等の練習の監督を行った時間
3. 技能証明を有する者が上級の資格を取得するために行う操縦練習の監督を行った時間
4. 操縦教育証明を取得しようとする者が行う操縦教育法の実習の監督を行った時間
5. 操縦教員の監督の下で操縦教育法の実習を行った時間